

小田原市監査委員公表第11号

令和3年2月26日

小田原市監査委員 数馬 勝

小田原市監査委員 近藤 正道

小田原市監査委員 鈴木 和宏

監査結果に基づき市長が講じた措置の公表

令和2年11月25日付け監査第139号の監査結果に基づき市長が講じた措置について通知を受けたので、地方自治法第199条第14項の規定により、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

監査名	令和2年度財政援助・出資団体監査
監査対象 (所管課)	小田原市体育協会補助金・公益財団法人小田原市体育協会 (文化部スポーツ課)

No.	指摘の内容	措置状況
1	補助金交付要綱に規定する補助金交付の目的と公益法人化及び事業仕分けに伴い補助事業を追加した予算議決時(平成24年3月)の補助金交付の目的と異なる部分がある。また、補助金交付要綱に規定する補助金交付の目的と対象者、対象費目の対応関係が不明である。補助金交付要綱の補助金交付の目的、対象者、対象費目を整理する必要があると考える。	補助金交付要綱を改正等し、補助事業の目的や費目等を整理いたします。
2	補助金交付申請書及び実績報告書は、協会全体の予算書又は決算書だけでな	今後、交付申請書及び実績報告書の添付書類として、補助金により実施した事

掲示期限 令和3年3月12日

	<p>く、補助金自体の用途を記載した書面を添付させ、実状が把握できる状態で審査する必要があると考える。</p>	<p>業ごとにその費用及び補助金充当額を記載した書面の提出を同協会に求めてまいります。</p>
3	<p>補助金実績報告書と市が公表している事務事業評価の成果目標の目標値が整合していないため、統一化されるべきである。また、成果目標となっているのは参加人数であり、これは事業の結果を表している。補助金交付の目的に沿った成果目標を設定し、補助金交付の効果を踏まえた検証が必要であると考え。</p>	<p>補助事業の成果目標値を事務事業評価の成果目標値とするよう同協会に指導いたしました。また、同協会が実施する事業の効果測定には、事業の参加者数が最適と考えております。そのため、補助金交付要綱の補助金交付の目的を整理いたします。</p>
4	<p>組織、人材面に関する課題について、市と同協会とで共有ができていないか疑問がある。課題については、情報共有をはかり、共通認識を持ちながら課題解決に向けて両者間で検討することが必要であると考え。</p>	<p>同協会と所管課では、定期的な意見交換の場等を設けておりましたが、その頻度を増やし、より率直に課題等の意見交換が出来るような関係構築を図ってまいります。</p>